

# 令和8年度 十日町市立吉田小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条、及び新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年新潟県条例第59号以下「県条例」という）及び十日町市いじめ防止基本方針（令和3年9月：以下「市方針」という）の規定に基づき、この「十日町市立吉田小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

## 1 いじめの防止等のための基本的な方針

### (1) いじめに対する基本的な考え方

#### ① いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する（「法」第2条より）。

また、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものを、いじめ類似行為と定義し（「条例」第2条2項）、いじめと同様に扱う。

#### ② 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

#### ③ いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。また、いじめやいじめ類似行為を見付けたら、通報や相談する役割がある。

#### ④ 学校の責務

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対し、さらにその再発防止に努めなければならない。

#### ⑤ 保護者の責務

保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等の学校でいじめがあった場合は、被害・加害を問わず、学校と協力して事案の解決に取り組まなければならない。

### (2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤ 保護者・地域住民に、学校がいじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行う。

## 2 いじめの防止等のための基本的な施策

### (1) 基本となる取組

#### ① いじめの未然防止のための取組

- ア 学校の重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体を通して、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。
- ウ 授業の中で、生徒指導の3機能①自己存在感を与える②共感的な人間関係を育成する③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する、を生かす工夫を行う。
- エ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
- オ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。
- カ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

#### ② いじめの早期発見のための措置

##### ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・ 児童対象のいじめアンケート調査（生活アンケート）  
（4、6、7、9、10、12、1、2、3月の第2週目）
- ・ 児童対象の教育相談を通じた調査「にこにこアンケート」（5月、11月、随時）
- ・ 保護者対象のいじめアンケート調査（12月、随時）

##### イ いじめ相談体制

- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・ 教頭が相談窓口を担当し、いじめに係る相談が円滑に行われるよう調整する。
- ・ スクールカウンセラーや市教育センター相談員と直接的な連携を図る。

##### ウ いじめの防止等の対策に関する教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

### (2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

#### ① 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ防止委員会」を設置する。

#### ② 構成員

校長、教頭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市教育センター職員、自校の教職員や外部関係者

#### ③ 役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

#### ④ 取組

- ・ いじめの未然防止に関すること。

- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童や保護者・地域住民の理解を深めること。
- ・ いじめの発生時の対応に関すること。
- ・ 会議は定例会を月1回（職員会議時）開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

### (3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。
- ⑤ いじめを行った児童へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む指導とその保護者への助言、学校との連携を継続的に行う。
- ⑥ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ⑦ いじめに関係する保護者に対して、情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の児童に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する児童と保護者にかかわる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ いじめ「解消」の判断は、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを目安として、いじめ防止委員会が行う。
  - ・ いじめに係る行為が、少なくとも3ヶ月以上止んでいること。
  - ・ 被害児童が、心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。
 但し、解消している状態に至った場合も、いじめが再発する可能性があることを踏まえ、当該いじめの被害・加害児童について、日常的に観察を続ける。
- ⑪ 犯罪行為として取り扱われる可能性がある事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。

## 3 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
(児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
(相当の期間とは年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- ③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

### (2) 重大事態発生時の対応

- ①市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。
  - (a)学校が調査主体となった場合の対応
    - ア 「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
    - イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
    - ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

- エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

(b) 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

②犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行う。

(3) その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たる。

#### 4 いじめ防止等のための年間計画

月	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と理解 ○いじめ見逃しゼロスクール等の人権教育の充実(通年) ○年間の目標と計画づくり ○学級等組織とルールづくり ○児童の情報交換 ○いじめ対策委員会の開催(必要に応じて, 早期に)	○小中一貫教育の活動の充実、あいさつ運動、異学年交流(通年) ○生活アンケート (各月 第2週)	○いじめ見逃しゼロ県民運動(通年) ○いじめ防止対策の説明と広報 ○中学校区の各校と連携した小中一貫教育の推進(通年) ○あいさつ運動(通年) ○PTA活動の充実(通年) ○学習参観・懇談会① ○小中一貫教育の推進(通年)
5	○児童の情報交換 ○運動会(社会性育成の視点) ○校内いじめ見逃しゼロスクール集会	○にこにこアンケート(面談)	○運動会への支援 ○いじめ見逃しゼロスクール集会(中学校区)
6	○児童の情報交換	○WEBQ-U研修① ○生活アンケート	○個別面談①
7	○学校評価(前期) ○児童の情報交換	○生活アンケート	○学習参観・懇談会②
8	○児童の情報交換		○家庭・地域での健全育成
9	○児童の情報交換 ○全校遠足	○生活アンケート	○フリー参観 ○親善陸上大会への支援
10	○文化祭(社会性育成の視点) ○マラソン大会 ○児童の情報交換	○生活アンケート	○入学説明会 ○マラソン大会への支援
11	○児童の情報交換 ○人権強調週間	○にこにこアンケート(面談) ○WEBQ-U研修②	○学習参観・懇談会③ ○保護者アンケート ○地区生徒指導委員会
12	○学校評価(後期) ○児童の情報交換	○生活アンケート	○個別面談②
1	○児童の情報交換	○生活アンケート	
2	○児童の情報交換 ○雪像作り(社会性育成の視点) ○卒業・進級に向けた取組	○生活アンケート	○各種スキー大会への支援 ○親善, 市民, 地区民・学童スキー大会への支援
3	○児童の情報交換	○生活アンケート	○学習参観・懇談会④ ○小中新入生引継ぎ会 ○卒業式

平成26年4月策定 令和4年4月、令和5年4月11一部改訂